談話「過労死を合法化する『働き方改革』一括法案の採決強行に抗議し、労働者の命と健康と生活を守るディーセントワークの確立を求める」

安倍政権は 25 日、「働き方改革」一括法案について、衆議院厚生労働委員会での採決を強行した。８本もの法律を一括し、究極の働かせ放題となる「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」の創設、過労死ライン（月 100 時間未満）の時間外労働の上限導入など、絶対に容認することはできない。

とりわけ「高プロ」は、労働者に「働き方の裁量」を与えることもなく、時間外・深夜割増手当も支払わずに、週休２日にあたる年間 104 日の休みさえあれば、24 時間労働を 48 日間連続させても違法にならず、年間 6144 時間の就労を命じても合法という、とんでもない過労死促進制度であり、まさに「現代の奴隷制」と呼ぶべきものである。

そもそも、「働き方改革」の出発点となったのは過労死・過労自死の問題であり、異常な長時間労働を抜本的に短くすること、そのための厳しい規制こそが求められている。大切な家族を過労死でなくした遺族の方々からの「命より大切な仕事はありません。まじめで責任感が強い人を死に追いやる危険な働き方の拡大はやめてほしい。国民の命を奪う法律をつくることは、家族会は絶対に認めません」という強く、重たい、切実な声を一切無視し、面会に応じようとすらしなかった。今回の強行採決で、安倍政権が行おうとしているのは労働者保護とは一切無縁であり、「人命よりも金」という財界のための「働かせ方改革」であることがいっそう浮き彫りとなった。また、隠ぺい、捏造、はぐらかしの答弁は、国会と国民を欺くものであり許されない。首相や厚生労働大臣、政府参考人は、野党の質問に誠実に答弁すべきである。

道労連は、８時間働いたら帰る、暮らせること、雇い止めの不安なく働き続けられることなど、労働者のための「あるべきワークルール」をめざして、①高度プロフェッショナル制度を廃案にすること、②月の残業上限 80～100 時間は過労死が発生する水準であり大幅に短縮することを求めて、全道・全国の労働者、過労死遺族の方々、法律家や研究者のみなさんと力を合わせて引き続き全力をあげてたたかう決意である。

2018 年 05 月 25 日

北海道労働組合総連合
議長　黒澤　幸一